

## 産業廃棄物処分業許可証

住 所 大阪府豊中市〇〇番地△△  
氏 名 〇〇株式会社  
代表取締役 江湖 健司

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 14 条第 1 項 の許可を受けた者であることを証する

〇〇市長 江湖 太郎

許可の年月日 平成 15 年 9 月 26 日

許可の有効年月日 令和 5 年 9 月 25 日

## 1 事業の範囲

中間処理（焼却）

- ①汚泥 ②廃油 ③廃酸 ④廃アルカリ ⑤廃プラスチック類 ⑥紙くず  
⑦木くず ⑧繊維くず ⑨動植物性残さ ⑩金属くず ⑪ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

## 2 事業の用に供する全ての施設

種 類：焼却施設

廃棄物の種類：①汚泥 ②廃油 ③廃酸 ④廃アルカリ ⑤廃プラスチック類 ⑥紙くず ⑦木くず  
⑧繊維くず ⑨動植物残さ ⑩金属くず ⑪ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

設 置 場 所：大阪府豊中市〇〇番地△△

設 置 年 月 日：平成 4 年 11 月 1 日

処 理 能 力：70t/日

許 可 年 月 日：平成 4 年 5 月 1 日

許 可 番 号：第〇〇-△号

## 3 許可の条件

- (1) 環境省令等で定める技術上の基準に従い、当該産業廃棄物処理施設の維持管理を行うこと。  
(2) ばい煙等の排出濃度等については、法令に定めるものの他、〇〇市と締結した環境保全協定書に定める値を遵守すること。

## 4 許可の更新または変更の状況

平成 15 年 9 月 25 日 変更許可	平成 30 年 9 月 25 日 変更許可
平成 20 年 9 月 25 日 変更許可	令和 5 年 9 月 25 日 更新許可・優良認定
平成 25 年 9 月 25 日 変更許可	

5 規則第 10 条の 4 第 7 項の規定による許可証の提出の有無 有・無